

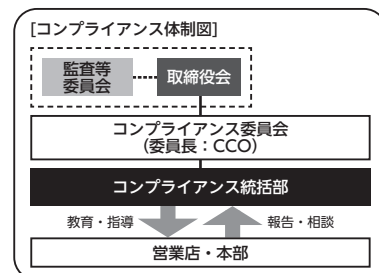
コンプライアンス（法令等遵守）態勢

基本方針

地域金融機関は、高い公共性と社会性を有し、地域経済の健全な発展に貢献するという社会的使命を担っております。当行は、お客さま・地域の皆さま・株主さまから信頼していただけるよう、役職員一人ひとりが各種法令や諸規則に則って業務を遂行していくと同時に、高い倫理観に支えられた行動をとること、すなわちコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題のひとつとして取り組んでおります。

コンプライアンス態勢

当行は、コンプライアンスの最高責任者であるCCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）の統括管理のもと、コンプライアンス統括部においてコンプライアンス関係諸事項の一元的な管理を行っております。また、各部室店においてコンプライアンスを実践・浸透させるため、責任者及び担当者を任命しているほか、チェックリストによるコンプライアンス状況のチェックや、勉強会の実施など、コンプライアンスの浸透につとめております。更に、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会において組織横断的な議論を行い、体制の整備・高度化を図っております。



コンプライアンスに関する諸施策

当行は、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス規定及びコンプライアンス要領を制定するとともに、コンプライアンスを実効性のあるものとするための具体的な実施計画としてコンプライアンスプログラムを策定しております。教育・研修面では、職員の階層別研修にコンプライアンスの講義を取り入れており、取締役も全国地方銀行協会のコンプライアンス役員セミナーを受講するなどコンプライアンス意識の高揚につとめております。更に、営業店の臨店指導を実施し、コンプライアンスの全行的な浸透につとめております。

内部通報制度について

当行は、内部通報窓口（‘ほっとダイヤル’）を設置し、すべての役職員から通報等を受け付ける体制を整備することで、不正行為の早期発見と速やかな是正措置の発動につとめております。

個人情報保護への取組みについて

当行は、個人情報（個人番号及び個人番号をその内容に含む特定個人情報を含みます。）の安全管理を徹底するため、規定・要領等の制定、行内体制の整備などの対応を行うとともに、行内研修などを通じて役職員等への教育等を徹底し、お客さまの個人情報の適切な取扱いにつとめております。なお、当行では、個人情報を適正に取り扱い、保護することが事業活動の基本であると考え、当行の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を「プライバシーポリシー」及び「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」として制定し、ホームページ、ポスターにより公表しております。

利益相反管理態勢について

当行は、当行または当行のグループ会社が行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理態勢を構築しております。利益相反管理統括責任者及び利益相反管理統括部署を設置し、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理を一元的に行っております。また、利益相反管理態勢の具体的な内容を規定した「利益相反管理方針」等を制定のうえ、研修・教育を通じて、行内及び当行のグループ会社に周知徹底するなど、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切な態勢整備を図っております。なお、「利益相反管理方針」の概要を、ホームページ、ポスターにより公表しております。

インサイダー取引管理態勢について

当行は、インサイダー取引を未然に防止し、企業の社会的責任を果たすことを目的に「インサイダー取引管理規定」を制定しております。当行の役職員等が知った未公表の重要情報の管理及び役職員等の服務について必要な基本的事項を定め、行内研修などを通じて役職員等の教育等を徹底し、インサイダー取引の未然防止につとめております。

反社会的勢力の排除について

当行及び当行のグループ会社は、反社会的勢力による被害防止のため、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、取引関係を含めて一切の関係をもたない等、組織的な反社会的勢力排除の取組みを進めております。具体的には、「反社会的勢力による被害を防止するための規定」等を制定し、対応方針に関する周知を進めるとともに、警察・暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携してグループ全体を挙げて反社会的勢力との関係遮断を図っております。

マネー・ローンドリング等防止態勢について

当行は、国際社会の厳しい要請に応えるため、マネー・ローンドリング等防止を経営戦略等における重要な課題のひとつとして位置付け、マネー・ローンドリング等防止態勢の高度化につとめております。また、マネー・ローンドリング等防止ポリシーを制定し、ホームページにて公表しております。

金融ADR制度について

当行は、「全国銀行協会」「信託協会」「証券・金融商品あっせん相談センター」等を指定紛争解決機関（指定ADR機関）としております。

当行との取引に関するご意見・苦情等につきましては、当行窓口のほか、指定ADR機関をご利用いただけます。

<銀行業務>

一般社団法人全国銀行協会
【連絡先】全国銀行協会 相談室
【電話番号】0570-017109
または03-5252-3772

<信託業務>

一般社団法人信託協会
【連絡先】信託相談所
【電話番号】0120-817335
または03-6206-3988

<登録金融機関業務（投資信託、公共債等）>

特定非営利活動法人
証券・金融商品あっせん相談センター
【連絡先】証券・金融商品あっせん相談センター
【電話番号】0120-64-5005